平成２２年（フ）第１１４号
香川県丸亀市郡家町1871番地１　サーパス郡家第３―806号
債務者　佐野　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１１５号
香川県丸亀市郡家町1871番地１　サーパス郡家第３―806号
債務者　佐野まゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１２９号
香川県坂出市八幡町１丁目４番28号
債務者　上野　大助
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３３８号
沖縄県糸満市字糸満516番地の６
債務者　神谷　　充
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３５３号
沖縄県浦添市安波茶２丁目７番５―305号　楼マンション
債務者　安里　友宏
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８１号
沖縄県那覇市字小禄172番地３―４階宮里方
債務者　城間　　勇
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５６号
千葉県柏市東山２丁目１番14号ミニヨン柏Ｂ―104号
債務者　加賀　靖行
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５７７号
千葉県流山市野々下５丁目112番地の１グリーンハイツ203、旧住所千葉県柏市豊四季211番地
債務者　林　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２９号
千葉県松戸市高塚新田512番地の10　梨香台団地１棟404号室
債務者　小島　良男
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６３号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目３番22号
債務者　長野　利明
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６６号
千葉県松戸市平賀208番地の８
債務者　根本　範子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６７号
千葉県松戸市常盤平陣屋前９番地の９　フジコーポ102号
債務者　吉野フサエ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０７号
徳島市国府町府中77番地
債務者　立石ヨシヱ
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰431番地２
債務者　重清建材店こと　重清　正之
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３４号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰431番地２
債務者　重清　廣代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３９号
徳島県海部郡美波町奥河内字井ノ上121番地
債務者　隅田　昌宏
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４０号
徳島県海部郡美波町奥河内字井ノ上121番地
債務者　隅田　廣子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第８７４号
北九州市若松区赤崎町３番３号
債務者　綾　　幸男
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部